

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」を社是として、「私たちはポンプを愛し、世界により良い変化を生み出すために、進化し続けます。」という経営理念の下、全てのステークホルダーに配慮した経営を行っています。当社の全ての役員・従業員は、個々のコンプライアンスの実践が企業倫理を形成していくとの強い決意をもって、組織及び個人が一体となってコンプライアンスに取り組み、内部統制システムの充実とコーポレートガバナンス体制の強化を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則2-4-1 社内の多様性の確保

当社は、多様性の確保については、各人の適性やスキルを踏まえ、中長期的な価値の向上において最適なバランスとなるよう採用・育成計画を策定すること、また、経営戦略や外部環境を踏まえて適宜見直しを図ることができるよう、柔軟性を確保することを基本方針としています。中核人材の登用については、女性、外国人、中途採用者の隔てなく、当社の企業価値向上に資する人材を広く登用しており、現状下、管理職に登用されている各属性の全管理職数に対する割合は、女性が3%、外国人4%、中途採用者24%です。目標値及びこれを実現するための人材育成方針並びに社内環境整備方針については、引き続き検討中であり、決定後に開示させていただきます。

補充原則3-1-3 サステナビリティについての取り組み

当社は、サステナビリティ基本方針を定め、HPで開示するなどサステナビリティについての取り組みを開示しておりますが、人的資本や知的財産への投資の具体的開示・提供方法については社内にて検討中です。

また、TCFDの枠組みに基づく開示については社内にて準備中ですので、準備が整いましたら開示させていただきます。

補充原則4-1-3 後継者計画・育成

当社では、現時点では具体的な後継者計画は策定していませんが、昨年度に設置した指名・報酬委員会で経営幹部候補につき、経営の継続性を踏まえて審議しており、取締役会へ答申しております。取締役会においては、指名・報酬委員会の答申を受けて、引き続き、将来経営の職責を担えると考えられる人材について、幅広くその職位に応じたトレーニングを実施するなど、経営幹部候補の育成について主体的な関与と適切な監督を実現してまいります。

補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務

当社は、取締役の報酬制度について有価証券報告書記載の通り制度設計や報酬決定を行っています。業績連動型報酬にかかわるKPIやその報酬額を決定する算定式については検討を進めてまいります。

原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、中長期的な資本コストの把握と活用について継続して検討しております。また、長期ビジョンを見据えた経営計画を策定し、決算説明会やホームページ等を通じて株主の皆様に分かりやすく説明するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4 政策保有株式

(1) 政策保有に関する方針

当社は、社会基盤を支えるインフラ向けの製品を主力としており、公共及び民間事業の分野において確かな品質を備えた製品を安定的に供給することにより、中長期的な事業価値を高め、持続的な成長の実現が可能になると考えます。そのためには、経営の安定性及び堅実性を確保することが必要であり、これらを保持する手段の一つとして、当社は、純投資目的以外の目的で保有する投資株式(以下、「政策保有株式」といいます。)を当社の純資産に対して約2割を上限に保有することとしています。具体的には、当社の主要金融機関との取引を安定的に行うために必要であると判断する場合、当社の事業戦略上、発行会社とのノウハウ共有等により当社の収益増強につながると見込まれる場合、発行会社の株式を保有するに至った背景と長年にわたる取引関係の事業を踏まえて、今後も保有を継続することが当社の経営上望ましいと判断する場合に政策保有株式を保有することとし、有価証券報告書において、純投資目的以外の目的である投資株式として銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的を開示しております。その保有の可否については、毎年3月または4月に開催される取締役会において、定性面では上記 ~ の判断基準に照らし、定量面では含み益、年間受取配当金額、配当利回りを総合的に勘案し、合理性を判断しています。取締役会において、継続して保有する経済合理性または定性的合理性が乏しいと判断した保有株式については、当該企業との対話・交渉を実施しながら、取引先企業の十分な理解を得た上で、縮減を検討してまいります。

(2) 議決権行使基準

同株式に対する議決権行使は、その議案が当社の事業価値を増強するものであるかを判断基準としております。

原則1-7 関連当事者間の取引

当社は、主要株主や子会社との関連当事者取引については、関連法令に基づき適切に開示します。

また、取締役と会社間の利益相反取引については、取締役会規則にて取締役会の承認・報告事項として定め、適切な手続きを定めております。

補充原則2-4-1 社内の多様性の確保

上記「各原則を実施しない理由」にて記載した通りです。

原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は確定給付企業年金制度を有しております。年金資金規模が比較的小さいため、専門人材の配置等は特に行っておりません。しかし、外部機関への運用委託にあたって個別の投資先選定や議決権行使を外部機関に一任することで企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにするとともに、「年金資産の運用に関する基本方針」を制定し、適正な運用がなされているか定期的に確認しております。

原則3-1 情報開示の充実

- (1) 当社の経営理念、長期ビジョンを見据えた2022年度予想を事業報告、有価証券報告書において開示するとともに、中期経営計画を当社HPにて開示しております。
- (2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書「基本的な考え方」及び「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載するほか、有価証券報告書において開示しております。
- (3) 取締役等の報酬に関しては、本報告書「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」及び有価証券報告書において開示しております。なお、当該報酬の決定手続きについては、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬委員会が事前に審議し、答申する仕組みを整備したことから、客観的かつ透明性のある決定プロセスを確保しております。
- (4) 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名に関しては、当社の持続的な成長と中期的な企業価値の向上に資する人物を指名すべく、豊富な経験・高い見識、高度な専門性を考慮し、代表取締役が推薦する候補について、取締役会が事前に指名・報酬委員会へ諮問し、その答申内容を踏まえて決定することとしています。また、経営陣幹部の解任に関しては、取締役会の定めた基準と照らし合わせて具体的な解任事由に該当する事象が発生した場合は、指名・報酬委員会にて事前に審議した上で、取締役会で解職を決定する仕組みとしています。
- (5) 個々の取締役候補の指名・選任に関しては、「招集通知」の株主総会参考書類に個々人の経歴及び指名理由を記載しております。また、本年度の株主総会参考書類から各取締役のスキルマトリックスを開示しております。経営陣幹部の解任については、該当事由が生じた際には解任理由を株主総会参考書類にて開示することと致します。

補充原則3-1-3 サステナビリティについての取り組み

当社は、経営戦略を策定するにあたり、サステナブルな世界の実現を念頭におくことが重要であることを認識しており、サステナビリティの基本方針を定め、HPに開示しております。当社は、従来からCSRの一環として環境・社会・ガバナンスにおける活動に取り組んでおり、引き続きこれらに重点をおきつつも、サステナビリティの観点からも充実させ、今後、新たな取り組みについても開示していきます。また、当社は、HP等において開示している通り、中期経営計画-Beyond110において、今後の経営目標達成に向けて「社会貢献できる技術の開発」「社員活力の最大化」が重要であると認識しております。「既存技術のダントツ化」を目指し、知的財産権やノウハウを生み出す研究開発へ投資を進めると同時に、次世代の技術開発を担う人材他、従業員教育への投資を推進します。

なお、人的資本や知的財産への投資の具体的開示・提供方法及びTCFDの枠組みに基づく開示については「各原則を実施しない理由」にて記載の通り、社内にて検討・準備中であります。

補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要

当社は、法令及び定款に定められた事項並びに取締役会規則に定めた重要な業務執行事項を取締役会にて決定しております。それ以外の事項については、代表取締役社長及び下位の各役職位に決裁権限を委任しております。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東証が定める独立性基準に基づき社外取締役の独立性を確保しております。

また、当社取締役会では、高い見識及び能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識及び出身分野における実績を有する人物を候補者として選定しております。

補充原則4-10-1 指名・報酬委員会の構成等

当社は、代表取締役社長含む取締役の指名・報酬に関する手続きの公正性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。当委員会は、代表取締役社長を含む3名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役が占めます。当委員会は、取締役会での決定に先立ち、取締役の指名方針や選解任、取締役の報酬等に関する基本方針と個人別の報酬に関する事項などについて審議し、取締役会へ答申する役割を担います。当委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等については有価証券報告書において開示しております。

補充原則4-11-1 取締役会の構成等に関する考え方

当社は、更なる企業価値の向上を実現するためにグローバル市場におけるマーケットの拡大と要求される高度な技術力を養う必要があると考えております。今年度より女性取締役を選任し、株主総会参考書類記載のスキルマトリックスにある通り、営業、生産、技術の他、それらを支える経営戦略・管理業務に精通した人材を配置するとともに、社外での豊富な経験と知見を持ち合わせた社外取締役を複数名選任することで、取締役会の議論の活性化を図ります。

また、適正な規模については、会社の事業規模を勘案し、定款にて監査等委員でない取締役7名以内、監査等委員である取締役5名以内、計12名以内と定めております。

補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況

当社は、取締役の兼任状況に関して事業報告及び有価証券報告書で開示しております。

補充原則4-11-3 取締役会の実効性の評価

当社では、取締役会の実効性を検証すべく、全取締役に対して取締役会の構成や運営状況に関するアンケートを実施し、それらの結果に基づき、取締役会の運営状況、審議状況等の実効性について評価を行いました。

その結果、取締役会の運営状況や審議状況は、取締役会が監督機能を果たす体制としては概ね適切であり、また取締役会において出席者が積極的に発言し、自由闊達な議論が行われる風土が定着しているとの評価が得られました。

これらを踏まえ、取締役会は当社のコーポレート・ガバナンス確保に向けた実効性を発揮できていると判断しております。

他方で、経営のグローバル化や、サステナビリティを巡る課題と事業戦略の関連性の明確化といった課題が指摘されており、改善に取り組んでまいります。

補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング

当社は、各取締役がその期待される職務・責任を全うするように、必要に応じてトレーニングを受ける機会を提供しており、その費用は会社が全額負担しております。

また、社外取締役には、就任時に当社に対する理解を深めることができるよう、当社の事業の内容や現状、今後の経営戦略等を説明しております。

す。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、管理部門内にIR・広報グループを設けております。

主なIR活動として、社長自ら出席して今後の方針等を語る株主懇話会(定時総会后)及び年2回東京で開催する決算説明会を定例的に実施しております。2020年と2021年は、コロナ禍により対面での活動を控え、オンラインに切替えましたが、2022年は例年通り年2回対面で実施する予定です。その他、機関投資家への訪問、機関投資家等が開催する説明会等への参加を行っております。

機関投資家やアナリストの皆様からの対話(面談)に関しては、原則としてIR担当者が対応しておりますが、必要に応じて社長を含む担当役員が対応しており、これらの活動を通じて得られた株主の意見等に関しては、必要に応じて取締役会に上程しております。

なお、こうした活動におけるインサイダー情報の取扱いに関しては、十分な配慮をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人原田記念財団	2,810,446	9.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,314,000	8.40
株式会社日本カストディ銀行	2,193,000	7.47
株式会社りそな銀行	1,286,687	4.41
株式会社三井住友銀行	1,266,000	4.37
株式会社タクマ	869,000	2.28
西島製作所従業員持株会	691,000	2.24
株式会社三菱UFJ銀行	666,000	2.20
株式会社栗本鐵工所	652,000	2.15
株式会社日阪製作所	619,900	2.12

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
秋山 洋	弁護士													
井植 敏雅	他の会社の出身者													
山本 操司	公認会計士													
上田 理恵子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

秋山 洋			属性情報の該当事項はありません。	<p>秋山洋氏は、弁護士としての企業法務・ガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、取締役会等においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、取締役会における合理的判断等について主に法律的地見地から発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。監査等委員会においても、その法律に関する豊富な経験と専門的地見地に基づき、法令改正等の適切なフォローアップ等の観点から発言いただいております。また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員長を務め、その運営を適切に行うとともに、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。今後も同氏の専門的見識を経営の監督に反映いただくことを期待し、社外取締役としております。</p> <p>上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
井植 敏雅			属性情報の該当事項はありません。	<p>井植敏雅氏は、グローバルに事業展開を行っている製造業の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、取締役会において当該視点から経営陣から独立した客観的な立場で、経営全般について発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。監査等委員会においても、当該経験と知識・見識に基づき、業務の適正性の観点から発言いただいております。また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。今後は、同氏の経験、知識・見識を経営に反映いただくことを期待し、監査等委員でない社外取締役としております。</p> <p>上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
山本 操司			属性情報の該当事項はありません。	<p>山本操司氏は、公認会計士としての税務、財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場で、取締役会において、主に会計的地見地から有益な提言・助言をいただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。監査等委員会においても、その会計等に関する豊富な経験と専門的地見地に基づき、財務諸表の適正性等の会計的観点を中心に発言いただいております。また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。今後も同氏の専門的見識を経営の監督に反映いただくことを期待し、社外取締役としております。</p> <p>上記を踏まえ、同氏は、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。</p>

上田 理恵子			属性情報の該当事項はありません。	<p>上田理恵子氏は、経営者として「ワーク・ライフ・バランスの推進」や「女性の活躍推進」に取り組まれており、社外取締役として当社グループの経営に対して有益な意見やご指摘をいただけることを期待し、新たに監査等委員でない社外取締役としております。また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員として客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしていただきます。</p> <p>上記を踏まえ、同氏は、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。</p>
--------	--	--	------------------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、常勤の監査等委員を設置しており、社内的重要会議等への参加、会計監査人や内部監査室との緊密な連携を図ることで、監査等委員会の職務に必要な情報共有を行っております。なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は適切な者を選定し、その適性について監査等委員会の意見を聴取し決定いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、内部監査や会計監査人の監査結果の報告を受けて、その連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	1	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	1	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

上記コーポレート・ガバナンス・コード補充原則4-10-1において開示している通りです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

従来の新株予約権に代えて、株主価値との共有を図るため、譲渡制限付株式を付与しております。

【株式会社西島製作所譲渡制限付株式】

1. 2018年度付与分

- 1) 処分期日 2018年7月27日
- 2) 処分する株式の種類及び数 当社普通株式 23,879株
- 3) 処分価格 1株につき1,057円
- 4) 処分総額 25,240,103円
- 5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数 監査等委員でない取締役4名 18,441株 監査等委員である取締役4名 5,438株
- 6) 譲渡制限期間 2018年7月27日から2048年7月27日

2. 2019年度付与分

- 1) 処分期日 2019年7月26日
- 2) 処分する株式の種類及び数 当社普通株式 36,383株
- 3) 処分価格 1株につき1,027円
- 4) 処分総額 37,365,341円
- 5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数
監査等委員でない取締役5名 22,543株 監査等委員である取締役4名 5,476株 執行役員11名 8,364株
- 6) 譲渡制限期間 取締役を対象とするもの 2019年7月26日から2049年7月25日
執行役員を対象とするもの 2019年7月26日から2022年7月25日

3. 2020年度付与分

- 1) 処分期日2020年7月22日
- 2) 処分する株式の種類及び数 当社普通株式 42,350株
- 3) 処分価格 1株につき792円
- 4) 処分総額 33,541,200円
- 5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数
監査等委員でない取締役4名 25,377株 監査等委員である取締役5名 7,181株 執行役員11名 9,792株
- 6) 譲渡制限期間 取締役を対象とするもの 2020年7月22日から2050年7月21日
執行役員を対象とするもの 2020年7月22日から2023年7月21日

4. 2021年度付与分

- 1) 処分期日 2021年7月21日
- 2) 処分する株式の種類及び数 当社普通株式 50,501株
- 3) 処分価格 1株につき877円
- 4) 処分総額 44,289,377円
- 5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数
監査等委員でない取締役4名 22,655株 監査等委員である取締役4名 4,932株 執行役員 22,914株
- 6) 譲渡制限期間 取締役を対象とするもの 2021年7月21日から2051年7月20日
執行役員を対象とするもの 2021年7月21日から2024年7月20日

5. 2022年度付与分

- 1) 処分期日 2022年7月21日
- 2) 処分する株式の種類及び数 当社普通株式 35,496株
- 3) 処分価格 1株につき1,279円
- 4) 処分総額 45,399,384円
- 5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数
監査等委員でない取締役5名 16,898株 監査等委員である取締役3名 2,691株 執行役員7名 15,907株

(6) 譲渡制限期間 取締役を対象とするもの 2022年7月21日から2052年7月20日
執行役員を対象とするもの 2022年7月21日から2025年7月20日

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

監査等委員会設置会社に移行後は、監査等委員でない取締役の報酬限度額は、年額180,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額60,000千円以内と設定しております。
また、監査等委員でない取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に上記の報酬とは別枠で年額30百万円を限度額として、監査等委員である取締役については、株主との一層の価値共有をすすめることを目的に上記の報酬とは別枠で年額6百万円を限度として、譲渡制限付株式報酬を支給することとしております。ただし、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 監査等委員でない取締役

監査等委員でない取締役の報酬については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることとし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

金銭報酬は、月次の固定額である基本報酬として支払い、役員報酬の統計情報、従業員給与の水準等を考慮したうえで、前年度の営業利益、経常利益等の業績を勘案し、その対象者の役位、職務内容、業務執行の結果に基づき総合的に決定しております。

非金銭報酬は、その内容を譲渡制限付株式とし、毎年、7月に付与します。当社が付与する当該株式の数は、月次の基本報酬を基礎として、役職別に規定された係数を乗じて算出した金額を基に決定しています。

なお、金銭報酬と非金銭報酬の割合については、金銭報酬8～9割、非金銭報酬1～2割を目安とし、役位が高い者ほど非金銭報酬割合が高くなるよう設定し、より強いインセンティブが働くような仕組みにしています。

個人別の報酬額決定については、報酬決定プロセスの透明性や客観性を事前に確認できるよう、取締役会が事前に独立社外取締役を過半数の構成員とする指名・報酬委員会へ諮問し、当該委員会の答申結果を踏まえ、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で各取締役の具体的な月例報酬の額を取締役会で決議しております。

(2) 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、他社の取締役(監査等委員)の報酬に関する統計情報を考慮し、その対象者の役位、職務内容に基づき、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートする専属のスタッフは設置していませんが、取締役会において経営判断に対する監督・助言ができるよう、管理部門が中心となって事前に資料の提供及び必要に応じて説明を行っております。

また、監査等委員会においては、監査に必要な情報を随時取得できるよう、常勤監査等委員及び内部監査室を通じて資料の提供及び説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社制度を採用しています。これに加え、取締役候補者の指名、経営幹部の選解任に関する事項や監査等委員でない取締役の報酬等に関する事項について審議するため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しています。

原則、月に一度開催する取締役会では、「社外取締役の独立性基準」を満たす社外取締役から当社の経営に対する客観的な意見や各々の専門分野（経営経験者、会計、法律等）に立脚した指摘をいただくことで、経営に対する監督機能の強化を図っております。また、当社は、定款の定めに従い、法令により取締役会の専決事項として定められた事項に加えて業務執行に関する重要な事項（年度事業計画の大綱策定、個別の投資・融資計画、取締役の指名、重要な人事の選解任、取締役の報酬等）については取締役会決議とする旨の取締役会規則を定め、当該事項の決議及び報告を通して、業務執行に対する実効的な監督体制を構築しております。

執行側の体制としては、最高協議機関として経営会議を設けています。同会議は、執行役員制度を通して選任された執行役員の他、必要に応じて部長職が構成員となり、代表取締役社長を含む執行役員等が執行に係る決定事項の事前の審議、進捗・結果報告を行う場であり、原則、毎週一度実施しています。

(2) 取締役会は、社外取締役4名を含む取締役8名で構成し、経営方針・目標・戦略など重要事項に関する意思決定と業務執行取締役の業務遂行状況について監督を行っています。取締役会の経営判断の妥当性・適正性については、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役が、客観的・専門的視点に立って監査・監督を行う体制をとっています。

(3) 全ての役職員は、組織業務分掌規程等の社内規程に則った業務運営を行うとともに、内部監査室による業務監査や財務報告に係る内部統制の有効性に係る監査を行っています。

(4) 内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人との情報・意見の交換を行い連携を取りながら、内部統制に関する教育活動、業務監査等を実施し、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

(5) コンプライアンス委員会、品質委員会、安全衛生委員会、環境委員会、リスク管理委員会、投資委員会の各種委員会を設置し、特定部門に偏らない横断的な人選にて不測の事態の発生防止とその対応に努めております。

(6) 役員報酬については、株主総会にて決議された支払い限度額内で取締役会、監査等委員会でそれぞれ決定しております。監査等委員でない取締役については、取締役会の決定に先立ち、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬委員会において審議しており、構成員の過半数を占める独立社外取締役の意見を踏まえることで、客観性・透明性を確保する仕組みを整備しております。具体的な決定方針は事業報告及び有価証券報告書記載の通りです。

(7) 役員退職慰労金は廃止し、それに代わり取締役を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

(8) 会計監査の状況

1. 業務を執行した公認会計士の氏名（所属する監査法人名）
業務執行社員：荒牧秀樹、藤川賢（有限責任監査法人トーマツ）
2. 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士9名、公認会計士試験合格者7名、その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業規模の拡大・グローバル展開に見合う効率的かつ実効的な監査・監督体制を整備するには、監査等委員会設置会社の制度設計を活かした現状のコーポレート・ガバナンス体制が適切かつ有効であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年通り21日前に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	本年度より実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	本年度より実施しております。
招集通知(要約)の英文での提供	本年度より実施しております。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、当社ホームページに招集通知を開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	昨年はコロナの影響により、Webでの開催となりましたが、今年は例年通り年に2回、決算発表の時期に合わせて東京にて開催する予定です。	あり

IR資料のホームページ掲載	決算説明資料、経営計画説明資料、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会情報、その他の適時開示資料等については、以下の当社ウェブサイトにて開示しております。 http://www.torishima.co.jp/ir/
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にIR広報課を設置し、2名がIR業務に従事しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是・経営理念及びこれらを実現するための行動指針に加え、各方面のステークホルダーの立場を尊重するための行動基準として、(A)サステナビリティ基本方針、(B)グループ・コンプライアンス行動規程、(C)倫理規範を定め、当社のホームページにて開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動の一環として、1999年7月にISO14001を取得し、また2003年度から環境報告書を、2016年度からトリシマレポート(旧CSR報告書)をホームページにて開示しており、今年度からは関連情報をホームページのサステナビリティページにて開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の原則」3-1「情報開示の充実」記載のとおり、事業報告書、有価証券報告書等においてステークホルダーに対して必要な情報を開示しております。
その他	当社は、2008年度より毎年、社会・地域・教育現場への貢献策として、出前授業(トリボンスクール)を実施していましたが、今年も昨年に引き続き、コロナ禍の影響により実施を見合わせております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反についての是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとしております。
 - 職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は、
 - 当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握
 - 企業倫理に関する内部監査の結果について各執行部門への指導・助言
 - 企業倫理に関する教育計画・教育活動についての指導・助言
 - 社内通報に関する対応について相談窓口への指導・助言を任務としております。
 - 当社は、取締役及び使用人に対し、担当部門からコンプライアンス及び法令に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行っております。
- 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会、その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む)について、社内規程に従った保存、管理を行っております。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程に定め、体制を整備しております。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - 当社は、執行役員制度を採用し、業務の執行と監督の分離を図っております(2006年6月29日付けで執行役員制度導入)。取締役会は経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行っております。
 - 当社は、取締役及び使用人の各職位に関する職務内容及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌を社内規程に定め、効率経営を行うとともに、それに従った職務責任体制で業務が行われているか定期的に内部監査を行っております。
- 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - 当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行っております。
 - 当社は、当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、各子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、当社の担当部門はその状況を確認しております。
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項
 - 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことの必要性が生じた場合、もしくは監査等委員会から求めが合った場合には、監

査等委員会と協議の上で合理的な配置を行います。

2. 上記使用人を置くに至った場合、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会に帰属するものとし、評価、賃金、異動等の人事事項は事前に監査等委員会の同意を得た上で決定します。当該使用人への必要な調査権限の付与等を行い、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するとともに監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

(7) 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、監査等委員でない取締役及び使用人が職務執行の状況について監査等委員会に定期的に報告を行い、また、当社及び子会社から成る当社グループの重要事項については、子会社から報告を受けた監査等委員でない取締役及び使用人、もしくは子会社の取締役及び使用人から、都度、当社監査等委員会に報告を行う体制を整備しております。
2. 前項に関わらず、監査等委員会は当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとしております。
3. 内部監査部門及び管理部門がその業務の補助を行う体制を整えております。
4. 第1項及び第2項による報告をした者は、不利な取扱いを受けないことを社内規程に定め、適正に運用しております。
5. 監査等委員である取締役は、その職務の執行について生じる費用を会社に対して請求できるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することとしております。
2. 当社は、平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに対処できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2020年6月26日開催の第139回定時株主総会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、基本方針といいます）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一つとして、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、本プランといいます）の継続について、株主の皆様の承認を受けています。

1. 基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

2. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入しています。

3. 本プランの内容

本プランの内容は、当社のホームページ(<http://www.torishima.co.jp/>)に掲載しています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

(1) 適時開示に係る基本方針

当社は、当社グループの全役職員が遵守すべき倫理規範及び行動指針において、株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、会社情報を積極的に開示する企業づくりに努める姿勢を明らかにするとともに、株主・投資家等に対する適時適切な会社情報の開示は、上場会社としての重要な責務であるとの認識のもと、会社情報の適時開示を確実に実施してまいります。

(2)適時開示に係る社内体制

当社では、重要な決定事実・発生事実等の適時開示すべき会社情報すべてについて、総務部が集約・一元管理する体制を構築しております。具体的には、決定事実および発生事実については、総務部が関連する部門と連携し、適時開示すべき決定事実・発生事実を漏らさず把握するほか、インサイダー取引管理規程により、重要事実が発生した場合、発生部門の部門長は、直ちに情報管理責任者である総務部長に報告することとされております。これにより、総務部は、金融商品取引法その他の関係法令および証券取引所の規則に基づき、開示の必要性等を検討し、その結果、適時開示すべき会社情報は、取締役会をはじめとした決議機関の承認または取締役会等への報告を経た後、直ちに、IR広報課とも連携し、証券取引所の適時開示システムおよび当社ホームページにおいて開示することとしております。

決算情報については、経理部と連携することで、決算の内容および業績に影響を与える事象の発生等に係る情報を把握し、社長の決裁を経て、また情報の内容によっては取締役会の決議を経た後、速やかに適時開示を実施することとしております。

また、当社グループ各社において決定・発生する事実に関しては、各社関連部門の部門長が把握・集約し、総務部に報告することとしており、総務部が上記と同様の手続を経たうえで、開示することとしております。

監督機関

業務執行組織

